

「財務省機関間通信設備の構築業務 仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容・質問内容	修正有無	回答
	対象	頁	項目	事業者			
1	仕様書(案)	2	2	A者	組織間通信回線の光回線サービスの導入 【質問】 光回線サービスでの提供が困難な拠点が存在するため、以下のような一文を加えていただけないでしょうか。 「ただし、光回線サービスの提供が困難な拠点においては無線サービス等の他の代替手段での提供を許容する」 【理由】 光回線サービスの提供エリア外の拠点において代替手段での提供が許容されない場合、提案不可となり応れが出来ないため。	有	ご意見を踏まえ 「なお、光回線サービスの提供が困難な拠点においては無線サービス等の他の代替手段での提供を許容する。」を追記いたします。
2	仕様書(案)	3	4.2(7)	A者	光回線導入工事において、配管等の管路が必要になった場合は別途とする。また、電話交換機等の追加工事に係る費用も同様とする。 【質問】 配管等の管路が必要になった場合の費用及び、電話交換機等の追加工事に係る費用については本入札の価格内に含めなくてよしいということでしょうか。 【理由】 入札費用算定のために必要な情報のため。	—	ご認識のとおりです。
3	仕様書(案)	6	7.(4)	A者	受注者は、主要通信設備(メタル回線・光回線)を自社で保有していること。または、メタル回線・光回線を共に、工事等取り扱いが可能であること。 【質問】 「メタル回線」の記述を削除していただけないでしょうか。 【理由】 現在の公衆VPNサービスにおいてメタル回線を利用する機会がなく、入札参加の必須要件である必要性がないため。 また、メタル回線を自社で所有しているのはNTTのみであり、同社以外の企業は入札参加出来ず競争の公平性が働いていないため。本調達に参入しようとする事業者への参入障壁となりうるため。	有	ご意見を踏まえ 「受注者は、主要通信設備(光回線)を自社で保有していること。または、光回線の工事等取り扱いが可能であること。」に修文致します。
4	仕様書(案)	6	7.(5)	A者	本業務の性質を鑑み、業務責任者又は業務従事者は、「工事担任者(AI-DD 総合種)」又は「電気通信主任技術者」の資格を有することが望ましい。 【質問】 本要件を削除していただけないでしょうか。 【理由】 現在の公衆VPNサービス導入において工事担当者または電気通信主任技術者の資格は必須ではないため。 また、有資格者を本プロジェクトに参画させる場合、コストの上昇にもつながるため。	有	ご意見を踏まえ削除いたします。
5	別添資料	12	-	A者	機関通番 関64～80 【質問】 左記機関番号の「現電話番号」、「現ユーザーナンバー」の記載がございません。ご教授ください。 【理由】 拠点番号設計のために必要な要件であり、入札費用算定に必要な情報のため。	—	関64から関80の拠点については現在VPNを導入していない拠点であり、ユーザーナンバーは新規に作成頂くこととなります。
6	仕様書(案)	3	4.2(1)	B者	機関間通信設備で使用する通話料金は発生させないこと。機関間通信以外の通話料金は対象外 機関間通信設備で使用する通話料金は発生させないこととありますが、対象機関の回線名義については同一であると認識しておりますが、それでよろしいでしょうか。	—	新規の光回線の名義については、原則各拠点の名義となる予定です。
7	仕様書(案)	3	4.2(6)	B者	仮運用開始に伴って発生する費用については、回線開通時期が拠点毎に異なるため、入札金額に含まないこととする。 仮運用開始に伴って発生する費用については、回線開通時期が拠点毎に異なるため、入札金額に含まないこととありますが、回線開通日以降に発生する回線利用料に関して、本調達案件の範囲外という扱いで請求することについては問題無いでしょうか。	—	構築期間中において回線開通日以降、本格運用開始(令和6年3月)までの期間に回線利用料が発生する場合は、本調達の範囲内ではありますが、入札金額には含まないことと致します。

「財務省機関間通信設備の構築業務 仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容・質問内容	修正有無	回答
	対象	頁	項目	事業者			
8	仕様書(案)	2	4.1.(1)	B者	計画書の作成	有	ご指摘を踏まえ、「業務計画書」に統一いたします。
9	仕様書(案)	4	5.2.(1)	B者	事前調査表の作成 「3.履行場所(参考)現電話回線」にて開示する情報に基づき、回線新規導入に伴う事前調査票を作成すること。	有	ご認識のとおりです。 なお、事前調査表については文言を統一致します。 該当箇所 ・4.1(2)構築業務 事前調査表の作成 ・5.2(1)事前調査表の作成 「3.履行場所(参考)現電話回線」にて開示する情報に基づき、回線新規導入に伴う事前調査票を作成すること。 ・5.3(1)光回線導入に伴う施設内現地調査の日程調整 各拠点の事前調査表の回答を踏まえて、現況調査の日程について施設管理担当者との調整を行う。
10	仕様書(案)	4	5.2.(3)	B者	ネットワーク設計 構築に必要な設計書(基本、実施、運用)を作成すること。なお、現地調査実施後は、履行場所ごとの回線構成図、簡易平面図、報告書を作成し実施設計書に反映させること。	—	ご認識のとおりです。
11	仕様書(案)	5	5.3.(3)	B者	電話交換機等の工事内容の提示 各拠点で必要となる電話交換機等の整備内容について、施設管理担当者へ提示すると共に、公衆VPN 通信機器の設置に関する工事内容について、接続方法や電源・設置場所等の調整を行うこと。	—	電話交換機側の光回線の収容については5.4(1)のとおり 公衆VPN通信機器と接続する電話交換機に必要な手段や追加する工事について電話交換機保守担当者への助言をお願い致します。
12	仕様書(案)	5	5.4.(1)	B者	電話交換機の追加工事の助言 各拠点において、公衆VPN 通信機器と接続する電話交換機に必要な手段や追加する工事について電話交換機保守担当者への助言を行う。	—	ご認識のとおりです。 なお、追加工事は施設管理担当者が本調達案件とは別に手配致します。
13	仕様書(案)	5	5.4.(2)	B者	開通時の通話試験 公衆VPN が利用可能となった拠点毎に、電話交換機保守担当者または施設管理担当者で連絡調整を行い、通話の試験を行うこと。	—	電話交換機保守担当者または施設管理担当者で連絡調整のうえ、必要な開通試験の実施をお願い致します。 なお、リモートでの通話試験が可能であれば問題ございません。
14	仕様書(案)	3	4.2(4)	B者	本格運用開始に伴い、各拠点で発生する月額定額費用は、構築業務費用とは別に算出すること。	有	ご認識のとおりです。 なお、ご質問の内容を踏まえ、以下のとおり修正致します。 ・4.2(4)については、(入札にあたっての定額費用(通信料)の算定は、令和6年3月の一ヶ月分とする。)を追記。 ・8.契約期間については、「契約締結日から令和6年3月31日とする。」に修正。
15	仕様書(案)	2	3	C者	別添資料「履行場所一覧」を財務省機関間通信設備の構築対象拠点とする。なお、資料の配布にあたっては誓約書等を受領した上で行う。	無	新しい機関間通信設備の構築に当たっては、機関間通信設備専用の回線となるため回線種別や付加サービスの利用については別途となります。

「財務省機関間通信設備の構築業務 仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容・質問内容	修正有無	回答
	対象	頁	項目	事業者			
16	仕様書(案)	2	3	C者	別添資料「履行場所一覧」を財務省機関間通信設備の構築対象拠点とする。なお、資料の配布にあたっては誓約書等を受領した上で行う。	調査結果から光回線サービス(IP電話)が敷設できないと判定された拠点については対象外とさせていただく事は可能でしょうか。	有 項番1を参照してください。
17	仕様書(案)	2	3	C者	別添資料「履行場所一覧」を財務省機関間通信設備の構築対象拠点とする。なお、資料の配布にあたっては誓約書等を受領した上で行う。	光回線サービスの仕様上、エリアによっては現在の電話番号のまま光回線サービスでご利用頂けない場合がございます。 ※既存電話番号の流用不可の可能性あり この場合、電話番号は0ABJまたは050番号を新規に取得頂き、光回線サービスでご利用頂く形となりますが許容頂けますでしょうか。	－ 既存の電話番号を必ずしも流用する必要はありません。
18	仕様書(案)	2	3	C者	別添資料「履行場所一覧」を財務省機関間通信設備の構築対象拠点とする。なお、資料の配布にあたっては誓約書等を受領した上で行う。	別添資料「履行場所一覧」の中で、【現電話番号／現ユーザナンバ／現回線数】が「-」(ハイフン)となっている拠点につきましては、既存の電話回線を光回線サービスへ移行するのではなく、新規に電話番号を取得して光回線サービスを新設されるイメージで認識相違ございませんでしょうか。 既許でご利用されている電話番号を光回線サービスへ移行されたい場合は、【現電話番号／現回線種別(回線ごと)／現回線数／希望されるユーザナンバ／代表取扱いサービスやダイヤルインサービス等のNTT東西が提供する固定電話サービスの付加サービスご利用状況】を追記頂けますようお願い致します。 ※希望されるユーザナンバにつきましては、設定される番号数や、「*」をつけた形式で設定されるのかどうかによって月額料金が変わりますので詳細にご記載頂けますようお願い致します。 (例)ユーザナンバを「2001」と1番号のみ設定されるのか、「20**」としてPBX等のお客様機器で「2001～2099」までを設定管理されるのか	無 関64から関80までの拠点については現在VPNを導入していない拠点で、本業務で光回線を利用した通信設備を導入する拠点となります。 また本件は既存の電話番号を移行するものではありません。 なお、現電話番号については、導入拠点の情報を必要とするため参考に記載しております。
19	仕様書(案)	2	4.1.(2)	C者	・事前調査票の作成 ・番号計画(機関番号一覧表)の作成 ・ネットワーク設計(移行、運用等を含む) ・利用方法のマニュアル作成	運用や利用方法についてはお客様機器(PBXやFAX、電話機等)の仕様上依存するため、調達事業者では関与致しかねます。「ネットワーク設計(移行、運用等を含む)」の文言にありますが「運用」を削除していただけないでしょうか。同様に利用方法のマニュアル作成については仕様書から除外いただけないでしょうか。	有 ネットワーク設計には通信事業者側のシステム運用を行って頂くことから、原案のとおりとします。 また、利用方法のマニュアル作成を実施して頂くこととしております。 なお、事前調査表については文言を統一致します。 該当箇所 ・4.1(2)構築業務 事前調査表の作成 ・5.2(1)事前調査表の作成 「3.履行場所(参考)現電話回線」にて開示する情報に基づき、回線新規導入に伴う事前調査表を作成すること。 ・5.3(1)光回線導入に伴う施設内現地調査の日程調整 各拠点の事前調査表の回答を踏まえて、現況調査の日程について施設管理担当者との調整を行う。
20	仕様書(案)	3	4.2.(7)	C者	光回線導入工事において、配管等の管路が必要になった場合は別途とする。また、電話交換機等の追加工事に係る費用も同様とする。	本件の費用及び作業については財務省様にて実施いただくことで認識相違ないでしょうか。発注いただいた場合でも事業者として対応はできかねます。 光回線導入工事の管路等配管設備の他に屋内配線及び(回線終端装置からPBXまでの配線)配管設備を含むと考えてよいでしょうか。電源工事も作業対象外の認識です。 また、電話交換機の追加作業および必要となるパッケージ部品等のハードウェア調達を含むと考えてよいでしょうか。	－ 項番2を参照してください。
21	仕様書(案)	3	4.2.(2)	C者	現行の運用(操作)方法を踏襲すること。なお、運用方法を変更する場合は、現運用への影響を極力少なくすること。 例:9-××××(機関番号)-内線番号(内線桁数は機関により変動)	ユーザナンバ(内線番号)につきましては、光回線サービスへ移行する際に同一番号で設定することは可能ですが、その運用方法につきましてはお客様機器(PBXやFAX、電話機等)の仕様上依存するため、調達事業者では関与致しかねます。「現行の運用(操作)方法の踏襲」の文言は見直しいただけないでしょうか。	無 新しい機関間通信設備の通信は、現行の運用方法を基本としております。 なお、変更が必要な場合は影響を極力少なくして頂くこととしております。
22	仕様書(案)	3	4.2.(2)	C者	現行の運用(操作)方法を踏襲すること。なお、運用方法を変更する場合は、現運用への影響を極力少なくすること。 例:9-××××(機関番号)-内線番号(内線桁数は機関により変動)	現在、機関間通信回線でFAXはご利用されておりますでしょうか。 光回線サービス(IP電話)ではFAX通信のご利用は推奨しておらず、またFAX通信規格としてはG3モードのみ対応可能となっておりますため、FAXをご利用されている場合は別途、FAX用に固定電話回線を残置、あるいはご用意頂くことを推奨しております。 ※スーパーG3モードやG4FAXはご利用頂けません。	－ FAXでの利用は考えておりません。

「財務省機関間通信設備の構築業務 仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容・質問内容	修正有無	回答	
	対象	頁	項目	事業者				仕様内容
23	仕様書(案)	3	4.2.(2)	C者	<p>現行の運用(操作)方法を踏襲すること。なお、運用方法を変更する場合は、現運用への影響を極力少なくすること。 例:9-××××(機関番号)-内線番号(内線桁数は機関により変動)</p>	<p>光回線サービス(IP電話)では音声通話専用のサービスとなりますため、警備用回線や監視装置等のデータ通信機能はご利用不可となっておりますが、機関間通信回線につきましては電話以外の通信用途でご利用されておりますでしょうか。 もし、ご利用されている場合、データ通信用の回線を別途ご用意いただけますでしょうか。</p>	—	新しい機関間設備の通信では、電話以外の利用は考慮しておりません。
24	仕様書(案)	3	4.2.(2)	C者	<p>現行の運用(操作)方法を踏襲すること。なお、運用方法を変更する場合は、現運用への影響を極力少なくすること。 例:9-××××(機関番号)-内線番号(内線桁数は機関により変動)</p>	<p>構築期間中は内線通話のご利用不可となる拠点や、発着信規制の付加機能を契約されている拠点における通信影響が発生致しますが許容頂けますでしょうか。 ※構築期間中の運用方法としましては、ユーザナンバではなく10桁の一般電話番号でダイヤルする等が想定されます。 【構築業務中の機能影響】 (例①)現在ご利用されている加入電話やINSネットといった固定電話回線(以下、PSTN)から光回線サービス(以下、IP電話)への切替が完了した拠点から、切替が完了していないPSTN拠点にユーザナンバで電話を掛けた場合に、切替が完了していないPSTN拠点側で事業所番号接続(ユーザナンバで「20**」のように記載)をご利用されていますと、IP電話拠点側でダイヤルした内線番号が流通せず、全端末の鳴動や着信不可となるといった機能影響が発生致します。※どのような着信になるかはPBX等のお客様機器設定によって異なります。 (例②)切替が完了していないPSTN拠点にセキュリティ機能(ユーザナンバ以外での発着信を規制する機能)を契約されていますと、IP電話拠点からセキュリティ機能を契約されているPSTN拠点へユーザナンバで電話を掛けても、内線情報が流通しないため着信拒否されてしまいます。</p>	—	新しい機関間通信設備網は令和6年3月からの本格運用開始としておりますので、構築期間中の使用は考慮しておりません。
25	仕様書(案)	3	4.2.(2)	C者	<p>現行の運用(操作)方法を踏襲すること。なお、運用方法を変更する場合は、現運用への影響を極力少なくすること。 例:9-××××(機関番号)-内線番号(内線桁数は機関により変動)</p>	<p>光回線サービスの仕様上、エリアによっては緊急通報(110、119など)がご利用頂けない場合がございますが、許容頂けますでしょうか。 ※代替案としましては、機関間通信の電話回線とは別の電話回線で緊急通報を利用するような運用変更や、緊急通報用に別途固定電話回線をご用意頂くようなものが想定されます。</p>	—	特番については利用を想定していません。
26	仕様書(案)	3	4.2.(4)	C者	<p>本格運用開始に伴い、各拠点で発生する月額定額費用は、構築業務費用とは別に算出すること。</p>	<p>「各拠点の月額の定額費用」とは、構築がすべて完了以降の、本格運用開始の段階における各拠点の月額費用という認識で相違ございませんでしょうか。 また、外線通話料金につきましては「各拠点の月額の定額費用」に含まれない認識で相違ございませんでしょうか。</p>	—	ご認識のとおりで問題ございません。 なお、外線利用は想定しておりません。
27	仕様書(案)	3	5	C者	<p>構築業務詳細</p>	<p>公衆VPNサービスの提供終了が2023年12月末となっております、公式通知されている通り廃止申込みを2023年8月末までに実施頂くことを考慮しますと、切替工事が2023年12月末までに間に合わない拠点につきましては一旦公衆VPNサービスのみ廃止頂き、「公衆VPNサービスを契約していない加入電話やINSネットといった固定電話回線(以下、PSTN)」に対して、「光回線サービス(以下、IP電話)への新規申込み」ならびに「VPNサービスの新規申込み」を実施して頂く流れとなりますが、許容頂けますでしょうか。許容いただける場合、スケジュールに反映していただけないでしょうか。</p>	無	項番24を参照してください。
28	仕様書(案)	4	5.2.(3)	C者	<p>ネットワーク設計 構築に必要な設計書(基本、実施、運用)を作成すること。なお、現地調査実施後は、履行場所ごとの回線構成図、簡易平面図、報告書を作成し実施設計書に反映させること。</p>	<p>現在の回線構成図や簡易平面図、ご利用機器の接続状況や設定状況(現行PBXの設定図書など)、ご利用用途等の情報を提供頂けますでしょうか。 また、現地調査実施後の回線構成図について、光回線の構成図は作成可能ですが、現行電話回線の構成図については調達事業者では作成不可のため仕様書から除外いただけないでしょうか。</p>	—	ネットワーク設計では新しい機関間通信設備の通信事業者側の回線構成図を必要としております。 なお、構築期間中に必要となる情報については契約締結後提供予定です。 現行電話回線の構成図については必要としておりません。
29	仕様書(案)	4	5.2.(3),(4)	C者	<p>ネットワーク設計 構築に必要な設計書(基本、実施、運用)を作成すること。なお、現地調査実施後は、履行場所ごとの回線構成図、簡易平面図、報告書を作成し実施設計書に反映させること。 利用方法のマニュアル作成 本件で構築する公衆VPNが利用可能となるよう説明書(マニュアル)を作成すること。</p>	<p>運用部分はお客様機器(PBXやFAX、電話機等)の仕様に依存するため、調達事業者では関与致しかねます。「構築に必要な設計書(基本、実施、運用)」の中で「運用」については削除していただけないでしょうか。 同様「(4)利用方法のマニュアル作成」は仕様書から除外いただけないでしょうか。</p>	無	項番19を参照してください。

「財務省機関間通信設備の構築業務 仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容・質問内容	修正有無	回答
	対象	頁	項目	事業者			
30	仕様書(案)	4	5.2(1)	C者	事前調査表の作成 「3.履行場所(参考)現電話回線」にて開示する情報に基づき、回線新規導入に伴う事前調査票を作成すること。	有	光回線導入に必要な事項を網羅した事前調査表の作成をお願いいたします。 なお、事前調査表については文言を統一致します。 該当箇所 ・4.1(2)構築業務 事前調査表の作成 ・5.2(1)事前調査表の作成 「3.履行場所(参考)現電話回線」にて開示する情報に基づき、回線新規導入に伴う事前調査票を作成すること。 ・5.3(1)光回線導入に伴う施設内現地調査の日程調整 各拠点の事前調査票の回答を踏まえて、現況調査の日程について施設管理担当者との調整を行う。
31	仕様書(案)	5	5.3(1)	C者	光回線導入に伴う施設内現地調査の日程調整各拠点の事前調査票の回答を踏まえて、現況調査の日程について施設管理担当者との調整を行う。	—	御社の工事メニューは存知しておりませんが、通信事業者が光回線の新規導入に必要な調査をして頂く事となります。
32	仕様書(案)	5	5.3(1)	C者	光回線導入に伴う施設内現地調査の日程調整各拠点の事前調査票の回答を踏まえて、現況調査の日程について施設管理担当者との調整を行う。	—	新しい機関間通信設備構築に必要な現地調査の実施については、受注者が各施設担当者との調整のうえ実施して頂くこととなります。
33	仕様書(案)	5	5.3(2)	C者	光回線導入工事の実施日程調整 現地調査実施後において、実施設計書に基づく光回線導入工事を行うため、施設管理担当者との日程調整を行う。	—	項番32と同様に光回線の導入工事実施にあたっては、受注者が各施設担当者との調整のうえ実施して頂くこととなります。
34	仕様書(案)	5	5.3(2)	C者	光回線導入工事の実施日程調整 現地調査実施後において、実施設計書に基づく光回線導入工事を行うため、施設管理担当者との日程調整を行う。	—	現有回線を切り替える必要が無いため、想定しておりません。
35	仕様書(案)	5	5.4(1)	C者	電話交換機の追加工事の助言 各拠点において、公衆VPN 通信機器と接続する電話交換機に必要な手段や追加する工事について電話交換機保守担当者への助言を行う。	—	新しい機関間通信設備の構築が可能となる”助言”を行って頂くこととしております。

「財務省機関間通信設備の構築業務 仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容・質問内容	修正有無	回答	
	対象	頁	項目	事業者				仕様内容
36	仕様書(案)	5	5.4(2)	C者	<p>開通時の通話試験 公衆VPN が利用可能となった拠点毎に、電話交換機保守担当者または施設管理担当者と連絡調整を行い、通話の試験を行うこと。</p>	調達事業者の施工範囲としては利用端末の設置及び疎通確認までとなるため、利用端末に接続される電話交換機やFAX・電話機等の通話試験については、調達事業者の作業範囲外としていただけないでしょうか。	—	通信試験が上手くいかない場合、原因は電話交換機等に起因するものもありますが、ONU等本業務で導入した機器に起因する場合も考えられますので通信試験は作業範囲といたします。
37	仕様書(案)	6	7.(3)	C者	<p>受注者は、以下の実績又はそれと同等以上の実績をすべて有すること。 ② 国又は地方公共団体の使用する通信システムに関するコンサルティング業務の実績を有していること。</p>	記載のある通信システムは音声サービスに限りませうでしょうか。ネットワークなどその他通信システムに関わるコンサルティング業務も含まれますでしょうか。	—	音声サービスに限るものではございません。
38	-	-	-	C者	全体	構築完了後の各問合せ(故障など)等に関しては、こちらから指定した連絡先に現地及び財務省様ご担当者より直接問い合わせる形になりますが、認識に相違ないでしょうか。(個別に窓口を設けたり、定例会など実施する想定はありません。)	—	ご認識のとおりです。
39	-	-	-	C者	全体	通信回線の増設、移設、設置場所変更の等に関して、仕様書の記載はありませんが、都度見積りとし、個別契約を財務省様と締結する認識ですが、相違ないでしょうか。 ※上記作業について納期は契約締結後最低3ヵ月程度かかります。	—	新しい通信回線の増設、移設、設置場所の変更に関しては、各拠点ごとに対応して頂く予定です。